○四国地方整備局告示第二十号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三好市山城町西宇字チガヤノシタ一六四二番七から同市山城町西宇字チガヤノシタ一六四三番一まで	前	一三・七〇～五八・二五メートル	〇〇・一六八キロメートル
	後	一六・〇〇～九四・四六メートル	〇〇・一六八キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三十二号	三好市山城町西宇字チガヤノシタ一六四二番三地先から同市山城町西宇字チガヤノシタ一六四三番一まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月十九日

○四国地方整備局告示第二十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日　四国地方整備局長　石橋　良啓

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百九十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
三好市池田町白地井ノ久保一四九五番一地内	前	二三・〇〇～五八・二三メートル	〇〇・〇一六キロメートル
	後	二三・〇〇～五八・二三メートル	〇〇・〇一六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

○四国地方整備局告示第二十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日　四国地方整備局長　石橋　良啓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百九十二号	三好市池田町白地井ノ久保一四九四番四地先から同市池田町白地井ノ久保一四九五番一まで	四国地方整備局及び同局徳島河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月十九日

○九州地方整備局告示第十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百二十号及び四百四十八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
串間市大字奈留字植松村上六六八三番一地内	前	一四・六〇～一八・五〇メートル	〇〇・〇一二キロメートル
	後	一五・一〇～一九・二〇メートル	〇〇・〇一二キロメートル

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日　九州地方整備局長　鈴木　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号及び四百四十八号	串間市大字奈留字植松村上六六八三番一地内	九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月十九日

○沖縄総合事務局告示第六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日　沖縄総合事務局長　久保田　治

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三百三十一号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
豊見城市字瀬長舟無小原七三番一から糸満市字真栄里兼久原一五〇〇番二まで	前	ＡＢ　一〇・〇〇～五六・〇〇メートル	七・九六九キロメートル	上記Ａ及びＢは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	ＡＢ　一〇・〇〇～二六・三〇メートル	六・九〇二キロメートル	
		ＡＢ　五六・〇〇～一〇四・五〇メートル	七・九六九キロメートル	
		ＡＢ　二六・三〇～一〇四・五〇メートル	六・九〇二キロメートル	

(四)　図面縦覧場所　沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

○沖縄総合事務局告示第七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十八年二月十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十八年二月十九日　沖縄総合事務局長　久保田　治

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
三百三十一号	豊見城市字与根西原五〇番七一から糸満市西崎町三丁目一番まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ）	沖縄総合事務局及び同局南部国道事務所

供用開始の期日　平成二十八年二月十九日　十時